

第 53 回愛知県国土利用計画審議会会議録

日時

平成 21 年 11 月 24 日（火） 午前 10 時から午前 11 時 20 分まで

場所

愛知県議会議事堂 4 階 会議室 5

出席した委員

青 山 秋 男	石 田 典 子	伊 藤 万 知 子	桂 俊 弘
後 藤 澄 江	志 水 暎 子	清 水 裕 之	竹 中 千 里
西 川 厚 志	原 田 信 夫	福 谷 清 子	藤 田 素 弘
細 谷 孝 利	三 浦 孝 司	山 中 恵 子	

（ 15 名 ）

出席した幹事

地域振興部土地水資源課長（事務局兼務）	知事政策局企画課長（代理）
環境部自然環境課長（代理）	産業労働部産業立地通商課長（代理）
農林水産部農業振興課長（代理）	農林水産部農地計画課長（代理）
農林水産部林務課長（代理）	農林水産部森林保全課長（代理）
建設部都市計画課長（代理）	建設部道路維持課長（代理）
建設部河川課長（代理）	建設部住宅計画課長（代理）
建設部建築指導課長（代理）	企業庁企画調整課長（代理）

出席した事務局職員

地域振興部長	片桐正博
地域振興部土地水資源課長	高田憲一
地域振興部土地水資源課主幹	上手哲也
課長補佐	本多宣和
主任主査	三輪政男
主査	前野貴生
主任	中島好泰

1. 開会（事務局：高田土地水資源課長）

2. あいさつ

片桐地域振興部長

3. 議題

（1）愛知県国土利用計画（第四次）の素案について

ア 説明

資料により、土地水資源課本多課長補佐から説明。

イ 質疑

（細谷委員）

第2章の県土の利用区分ごとの規模の目標のところ、平成32年に向けた区分ごとの面積がそれぞれあるが、これらの数値となった背景等を説明してほしい。

（事務局）

目標面積についてももう少し詳細にご説明いたします。

農地につきましては、優良農地を確保することを基本的考えとし、過去の実績の
かい廃等による減少傾向から算出しており、目標年次の平成32年の面積は、基準
年次の平成19年の94.5パーセントとしております。

森林につきましては、機能の高い森林の保全を図ることを基本的考えとし、過去
の実績における減少傾向を勘案して算出しており、平成32年の面積は平成19年の
99.4パーセントとしております。

次に宅地の中の住宅地につきましては、人口推計を基礎とし、平均世帯人員や世
帯数、平均住宅地面積等の推計から算出しており、平成32年の面積は平成19年の
104.7パーセントとしております。

工業用地につきましては、県の他の計画と整合を取りながら推計した製造品出荷
額と、過去の実績から推計した敷地生産性を基に、また国土利用計画全国計画の目
標値も参考にしながら算出しており、平成32年の面積は平成19年の105.6パー
セントとしております。主なものは以上でございます。

（細谷委員）

最近の各種プロジェクトを想定したというよりも、過去のトレンドや経済見通し
を中心に試算されたということですね。

（事務局）

はい、そのとおりでございます。

（清水会長）

素案本文の4ページの課題のところ、住宅地や工業用地のような人工的な土地

利用をまだまだ今後進めていかなければならないということと、また農用地や森林の保全とのバランスを取ろうということだが、この部分を見ると農林業を含めた土地利用に関する記述が無いので、入れるべきではないか。

(事務局)

ご指摘のとおりと考えますので、該当箇所の住宅地、工業用地の次のところに、「また、農林業の振興や環境意識の高まり等から農用地や森林などの適正な保全も求められています」といったようなことを追加で記述したいと思います。

(清水会長)

全体を通して、これまでの特別委員会での審議や各機関との調整によりできあがった素案ですが、私は大変よく書けていると思っています。

ウ 結論

(清水会長)

今回の第四次計画の素案を基に最終案を作成した後、平成 22 年 1 月に次回審議会を開催し、そこで最終案を諮問・答申することとする。

(2) 愛知県土地利用基本計画の変更における森林地域の除外(縮小)案件の取扱い案について

ア 説明

資料により、土地水資源課上手主幹から説明。

イ 質疑

(青山委員)

白地地域はゴルフ場以外にあるか。

(事務局)

他には、設楽町の中心部の田口地域が該当します。

(三浦委員)

森林地域の除外について、資料にあるとおり、開発行為が進み住宅が建ってから、審議会に案件が出てくるので、これらを審議する意味があるのか、と以前から言っていたら、今回いろいろと理屈をつけて新しい取扱い案を出してきた、ということだ。

(清水会長)

制度上、この審議会は、開発許可の段階でその是非について審議する場ではないので、今回提案の取扱いのとおり、白地地域にならない案件については報告事項とし、白地が生じる案件については、開発許可後速やかにこの場で審議するということですね。

(地域振興部長)

この森林地域の除外の取扱いについては、これまで全国的に問題となっていた件であり、審議会では委員から事後追認に過ぎない等の意見が出され、いずれの県でも説明に苦慮しながら諮問していた案件でございます。

今回は、これらの地方からの声を受け、国がやっと一定の基準、考え方を示したことから、それに従って、今後は、五地域による土地利用規制が及ばない白地地域が生じるものは、事前に情報提供し審議対象とする、またそれ以外の白地地域が生じないものは、何らかの土地利用規制が及んでいることから報告事項とする、という取扱いルールを決めさせていただきたい、ということです。よろしくご理解いただきたいと思っております。

(事務局)

補足で説明させていただきます。土地利用基本計画は、都市計画法や農振法、森林法等の五つの法規制地域の相互の関係、例えば都市地域と農業地域や森林地域がどのように重なっているか等について、一つの図面で示すことにより把握しようというものでございます。

森林地域の除外に関しては、いわば役目を終えた規制について審議会で見聞を聴くということとなっているため、何を審議するのかとか、事後追認だという指摘につながっております。土地利用基本計画全体としては、他の規制相互間関係を見るという性格がございますので、例えばその区域が森林地域から除外されても、今後は可能であれば都市計画法上の規制により管理していくとか、そういったことを議論する場としてこの審議会が機能していくべき、という考え方が今回国から示されたと考えております。

(清水会長)

森林地域の除外については、森林法上で開発許可や計画変更の手続きが定められている中で、国土審議会での審議すべきことについて、今回整理したということですね。今後はこの森林法と国土法の手続き等の関係でまた何かあれば、引き続き国へはたらきかけていくということで、当面は今回提案の運用をしていくということによってよろしいでしょうか。

ウ 結論

(清水会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

4 . 閉会 (清水会長)